

被告国は、本準備書面において、原告らの2023（令和5）年7月7日付け準備書面103（以下「原告ら準備書面103」という。）第4（9ページ）における被告国に対する求釈明事項については、いずれも回答を要しないものであること及びその理由を述べる。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（それらをまとめた「略称語句使用一覧表」を本準備書面の末尾に添付する。）。

第1 原告らの求釈明事項

- 1 緊急事態応急対策について、5年間で100mSvかつ1年間で50mSvを被ばく線量の上限として、公務員（男性及び妊娠の可能性のない女性）に被ばくの可能性のある業務に従事させることのできる法的根拠は何か。
- 2 仮に、緊急事態応急対策として住民避難に係る業務を命じられた公務員が、自身の被ばく回避を理由として当該業務に従事することを拒否した場合、当該拒否行為は服務規律違反となるのか。

第2 原告らの求釈明に対して回答を要しないこと

1 原告らの求釈明事項の位置づけ

原告らは、「地方公務員を含む労働者一般は、自らの生命身体を危険に冒す（マ）ような業務に従事する義務を負わ」ず、「これを過酷事故時の住民避難にあてはめれば」、「自治体の職員は、原発の過酷事故が発生し、避難計画を実施する段階になったとしても、当然ながら、職務上高線量の被ばくをする労働契約（労働関係）上の義務を負わないのであり、すなわち、避難計画が前提とする、自治体の指示（自治体組織内部でいえば自治体と職員との指揮命令関係を前提とした住民に対する指示）が、法令上成り立たないということである。」として、「住民の避難計画は、法令上、実施を担保できない」と主張する（原告ら準備書面103第1の3・5及び6ページ）。

かかる原告らの主張に照らせば、前記第1の原告らの求釈明事項は、いずれも、原子力発電所における重大事故等の発生時に、公務員に対して高線量の被ばくの危険を伴う住民避難に係る業務を課すことは、法的根拠に欠け、強制力を有しないから、各避難計画は実効性を有しない旨の主張に関連するものと解される。

2 原告らの求釈明に対して回答を要しないこと

(1) 請求の趣旨第3項の請求との関係において、原告らの求釈明に対する回答を行う必要がないこと

ア 本件将来給付請求について

被告国準備書面(1)第1の3(14及び15ページ)において主張したとおり、請求の趣旨第3項の請求(以下「本件損害賠償請求」という。)に係る訴えのうち、本件将来給付請求に係る訴えは、将来の給付の訴えにおける請求権の適格を欠き不適法であることから、不適法として却下されるべきである。

イ 本件現在給付請求について

また、本件損害賠償請求のうち、本件現在給付請求については、被告国準備書面(2)第6の2(44及び45ページ)及び被告国準備書面(4)第2の1(8及び9ページ)において主張したとおり、侵害行為の特定が不十分であるから、その請求に理由がないことは明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

仮に、この点をおくとしても、被告国準備書面(2)第6の3(45ないし47ページ)及び被告国準備書面(4)第2の2(9ないし11ページ)において主張したとおり、本件現在給付請求については、原告らの権利ないし法的利益が侵害されているともいえないから、その請求に理由がないことは明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

すなわち、被告国の令和5年7月7日付け準備書面17(以下「被告国

準備書面17」という。)において主張したとおり、本件現在給付請求において原告らが主張する被侵害利益は、本件原子炉の存在や運転によって本件原子炉の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かされずに生活を送る利益であると解されるが、原告らが恐怖感、不安感を抱くような国の行為があったとして、これが法律上保護された利益に対する侵害行為として評価されるためには、少なくとも、被告国の行為によって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険が生じており、原告らが抱いた恐怖感、不安感が同危険に対するものであることが必要であるというべきである。そして、本件においてこのような具体的な危険が生じているというためには、その前提として、少なくとも、本件原子炉の具体的な危険性、具体的には、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的な危険性が認められることが必要というべきである。(以上につき、同第1の1・7及び8ページ、同第3の1・26及び27ページ)

これを本件についてみるに、本件原子炉のうち1号炉及び2号炉については、被告会社は、既に運転を終了し、廃止措置計画に基づき廃止措置を進めており、両炉とも既に原子炉内に燃料はなく、使用済燃料貯蔵設備で保管されている燃料は、崩壊熱が低下し、かつ、健全性確保に必要な維持管理が行われていることから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的な危険性があるとはいえない。また、本件3号炉及び本件4号炉については、福島第一原発事故の教訓を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されていることからすれば、深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されているといえるため、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体

的危険性は認められず、第5の防護階層に相当する原子力防災対策の一つである避難計画に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的危険性があるとはいえない。(以上につき、被告国準備書面17第1の2・8及び9ページ、同第3の2及び3・28ないし37ページ)

したがって、原告らが主張する避難計画の有効性や避難の実効性等といった本件発電所における原子力防災対策の合理性について検討するまでもなく、本件現在給付請求に理由がないことは明らかである。

ウ 小括

以上のことからすれば、本件損害賠償請求との関係において、原子力防災対策の一つである避難計画の実効性に関連した前記第1の原告らの求釈明事項について回答する必要性はない。

(2) 請求の趣旨第2項の請求（本件操業停止行為請求）との関係においても、原告らの求釈明に対する回答を行う必要がないこと

被告国の各答弁書第2の2（5ないし13ページ）、被告国準備書面(1)第1の2（4ないし14ページ）及び被告国準備書面(2)第5の3（36ないし39ページ）において主張したとおり、本件操業停止行為請求は、民事訴訟の訴訟物として適格性を欠くものであり、同請求に係る訴えは不適法である。

仮に、かかる訴えが民事訴訟として不適法でないという見解に立ったとしても、被告国準備書面(2)第5の4（39ないし43ページ）において主張したとおり、飽くまで行政指導ないし事実行為のみによって操業を停止させることを求める請求は、本件施設の操業を「規制し、制限することができる立場」にない被告国に対し、その差止めを求めるものといわざるを得ない。

以上のことからすれば、本件操業停止行為請求との関係においても、原子力防災対策の一つである避難計画の実効性に関連した前記第1の原告らの求

釈明事項について回答する必要はない。

以 上